

○ 保有個人情報の存否応答拒否

○	<p>[参考答申]</p> <p>答申18（行個）12 「札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に関する記録及び関係書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査経過の報告を受けた復命書等について、7号イ該当性を認めたもの 調査着手時に保有していた資料情報について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認めたもの 	<p>整理番号19の答申参照</p>
25	<p>答申18（行個）13 「所得税法225条に基づく本人に係る支払調書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払調書について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認めたもの 	<p>3 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について</p> <p>国税庁の公表資料（「第54回事務年報 平成16年度」）によれば、支払調書は、法律により提出が義務付けられているものの、提出漏れ等も少なからず見受けられることから、同庁においては、提出義務者に対する提出義務の周知や支払調書の作成方法等の指導を積極的に行っているとしている。このような現状からすれば、国税当局において、個別の納税者に係る支払調書を保有していない場合があり得るものと考えられる。</p> <p>上記のとおり、支払調書は、納税者の申告内容が適正かどうかを審査するための重要な手掛かりであり、主に調査対象者の選定に活用されるものであることからすれば、国税当局が申告内容の適否の審査を行う対象者本人に対して、その者に関する支払調書を保有しているか否かを答えることは、審査の材料を持っているかどうかという手の内を明かす結果となるものであると認められる。</p> <p>特に、国税当局が特定の納税者に係る支払調書を保有していない場合、当該納税者本人に対してその旨を答えたときには、当該納税者においては、自らの特定の取引等に係る支払調書がその提出義務者から税務署に提出されていないという事実を基に、国税当局が自らの当該取引や関係者の同様の取引等を把握していないことを容易に推察し得る。そうすると、当該納税者等においては、当該取引等に係る所得をその申告対象から除外したり、その状態を継続したりするなど、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となることは否定できない。</p> <p>このことは、本件においても同様であり、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。</p>

		<p>加えて、上記のとおり、支払調書が申告納税制度の下で国税当局が適正・公平な課税を実現する上で不可欠な役割を担っていることを考慮すれば、本件対象保有個人情報のような納税者本人に係る支払調書の存否に関する情報について、逐一、開示請求に応じて答えていくとした場合には、税務調査の手の内が明らかとなり、ひいては支払調書制度の運用を阻害し、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条7号柱書き及び同号イの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。</p>
26	<p>答申22（行個）108 「特定個人に係る平成12年分所得税確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 存否応答拒否により開示請求を拒否した原処分について、特定個人が所得税確定申告書等を提出した事実の有無は法14条2号ただし書イに該当するとして、原処分を取り消すべきとしたもの 	<p>2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について</p> <p>本件対象保有個人情報の存否について応答することは、一般に審査請求人以外の死者である特定個人が所得税の確定申告書を提出したか否かについて明らかにする結果を生じさせることとなるものと認められる。</p> <p>そして、諮問庁は法14条2号ただし書イ該当性について、処分庁において審査請求人が本件存否情報を事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていた情報であるかについては、確認できておらず、同号ただし書イに該当すると判断することはできない旨説明する。</p> <p>しかしながら、本件開示請求と前後して審査請求人の夫からされた本件対象保有個人情報と同一の文書に記載されているという夫に係る保有個人情報の開示請求に対して、特定個人の相続人である開示請求者が特定個人が所得税の確定申告書を提出した事実を知っていると申し立てたことから、処分庁は、本件存否情報が法14条2号ただし書イに該当し、不開示情報に当たらないとして、本件存否情報を明らかにした上で、本件対象保有個人情報が不存在であることを理由とする不開示決定処分を行っている。</p> <p>さらに、審査請求人は平成21年に死亡した特定個人の子の妻であり、また、審査請求書や意見書において、特定個人がアパート経営をしていた事実、青色申告を行っていた事実等を知っていた旨主張している。</p> <p>これらの事実によれば、審査請求人夫婦は審査請求人の夫の母親である特定個人と同居はしていなかったものの、審査請求人夫婦と特定個人との間及び審査請求人と夫との間が特段疎遠であったとは認めざる事柄は存せず、特定個人が所得税確定申告書を提出しているという事実を特定個人の子とその配偶者である審査請求人の双方が知っていることも特段不自然であるとは認められないから、本件の場合には、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより開示することとなる開示請求者以外の特定個人が申告書を提出したという事実の有無は、法14条2号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するものと認められる。</p> <p>したがって、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、本件存否情報が法14条2号ただし書イに該当することから、不開示情報に該当せず、これを</p>

25-40	<p>答申25（行個）16 「特定被相続人に係る所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定被相続人の所得税確定申告書等に記載された保有個人情報について、審査請求人が、当該被相続人の子かつ相続人であること等から、当該確定申告の事実を知っていたというべきであるとして、存否応答拒否を否定した例 	<p>取り消すべきである。</p> <p>2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について 本件対象保有個人情報の存否について答えることは、被相続人である特定個人が平成17年分ないし同22年分の所得税の確定申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせることとなるものと認められる。</p> <p>本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、以下、同号ただし書該当性について検討する。</p> <p>(1) 審査請求人は、被相続人である特定個人は成年被後見人であり、平成17年分ないし同22年分の所得税の確定申告は成年被後見人が行っていたはずであると主張するとともに、意見書1及び意見書2の提出に際して様々な資料を添付し本件対象保有個人情報を開示すべきと主張している。</p> <p>そのため、当該添付資料について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、意見書2の添付資料の中に成年被後見人が特定個人の財産管理をするために開設した2つの預金口座（成年被後見人が途中で変更されたことにより2つの預金口座になった）の取引明細表が存在し、当該取引明細表には、①平成18年3月中旬には「コクゼイキャンプキン」と表示された入金、②同19年及び同20年4月中旬、同21年7月上旬及び10月上旬、同22年5月中旬並びに同23年4月下旬には「ムサシフチュウゼイムシヨ」と表示された入金がそれぞれ認められた。</p> <p>(2) そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、所得税の確定申告を行い還付される税金がある場合には、一般に、所得税の確定申告書が提出されてからおおむね1か月から1か月半程度で還付金を預金口座に振り込んでいるとのことであった。</p> <p>一般に、所得税の確定申告の申告期間は、申告をする年分の翌年の2月16日から3月15日までの期間であること及び前記取引明細表の各表示を踏まえると、上記(1)の各口座の入金は、被相続人である特定個人が所得税の確定申告を行った結果、還付金が発生し、それが振り込まれたものであると解することができる。</p> <p>(3) さらに、審査請求人が意見書2の提出に際して添付した資料のうち、①東京国税局長及び武蔵府中税務署長宛て提出した上申書には、審査請求人は、被相続人である特定個人の子かつ相続人であるとともに税理士であり、当該特定個人の所得税の確定申告書の提出に係る委任を受けていた時期もあったとの記載、②被相続人である特定個人の平成23年分の所得税の準確定申告書及び青色申告決算書（不動産所得用）には、特定個人が同4年12月から貸マンションを保有していた旨の記載がそれぞれ認められる。</p> <p>(4) 以上のことからすると、審査請求人は、被相続人である特定個人との関係から、当該特定個人が平成17年分ないし同22年分の所得税の確定申告を行っていたことを知っていたと言いうべきであるから、本件存否情報は、法14条2号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該</p>
-------	--	---

		<p>当するものと認められる。</p> <p>したがって、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、本件存否情報が法14条2号の不開示情報に該当しないことから、これを取り消すべきである。</p>
26・34	<p>答申26（独個）37</p> <p>「特定個人の納付した年金保険料等に関する情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件対象保有個人情報について、異議申立人を本人とする保有個人情報であるかも明らかになっていないことから、処分庁において、異議申立人が特定個人と生計を同じくしていたか否かを明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきであるとした例 	<p>2 本件の争点について</p> <p>(1) 法が開示請求対象として予定する個人情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみであり、死者に関する個人情報については、同時に死者の遺族の個人情報となる場合に限り、当該遺族が自己の個人情報に対する開示請求を行うことができると解される。</p> <p>(2) 国民年金法19条1項においては、「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」と定められ、また、厚生年金保険法37条1項においても同様に定められており、未支給年金の受給権を有する子は、国民年金及び厚生年金保険ともに年金受給権者と生計を同じくしていた者であることが法定要件として定められている。</p> <p>(3) 異議申立人は、①故人である特定個人Aに係る年金の個人情報について、異議申立人は相続人の地位にある、②民法896条の相続の一般的効力規定によれば、本件年金の申請は開示請求の正当な理由に当たるなどと主張する。</p> <p>(4) 諮問庁は、異議申立人と特定個人Aとの間に生計を同じくしていた関係が認められず、異議申立人は本件年金の受給権を有しているといえないことから、異議申立人は法12条1項の開示請求権を有する本人に該当せず、原処分を維持すべきであると説明している。</p> <p>(5) そこで、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報には、特定個人Aの納付した年金保険料及び年金記録のほか、異議申立人とは別の特定個人Bが、本件年金の受給者として登録されている記載が認められるものの、異議申立人の氏名その他の個人識別情報は記録されておらず、異議申立人を本人とする保有個人情報を認めることはできなかった。</p> <p>これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定個人Bは、特定個人Aと生計を同じくしていた者であり、本件年金の受給権者として、生計維持・同一証明書を提出の上、本件開示請求時より前の時点で支給決定されたとのことである。</p> <p>そして、一般的に、未支給年金の支給請求者が死者と生計を同じくしていたか否かを審査する場合、所定の請求書に、戸籍謄抄本や住民票の写しのほか、必要に応じて民生委員、町内会長等の第三者による生計維持・同一証明書を提出させるなどして行っているとのことである。</p> <p>(6) 以上のような本件の争点を踏まえて、当審査会として、本件対象保有個人情報の異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。</p>

		<p>3 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について</p> <p>(1) 上記2 (2) 記載のとおり、国民年金法19条1項及び厚生年金保険法37条1項において、年金給付又は保険給付の受給権者が死亡した場合、死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹は、自己の名で、その者に対する未支給年金の支給を請求することができることが定められており、当該規定によれば、本件対象保有個人情報に記載された本件年金は、異議申立人が主張するような、特定個人Aから異議申立人が相続した財産に該当しないものと解される。</p> <p>(2) また、本件対象保有個人情報に記載された本件年金が、厚生労働大臣から異議申立人に支給決定されたとする事情は認められない。</p> <p>(3) しかしながら、当審査会において事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受けた処分庁は、異議申立人が特定個人Aと生計を同じくしていたか否かの事実認定を行っていないとのことである。</p> <p>そうすると、異議申立人と特定個人Aとの間に生計を同じくしていた関係が認められないとする諮問庁説明は、その根拠を欠いており、異議申立人が特定個人Aの子である以上、特定個人Aが死亡したとき、生計を同じくしていたか否かが明らかになっていない現状においては、異議申立人が本件年金の受給権を有しているか否かは、明らかになっておらず、本件対象保有個人情報が、異議申立人を本人とする保有個人情報であるか否かも明らかになっていないものと認められる。</p> <p>(4) したがって、異議申立人を本人とする保有個人情報該当性を再検討する必要があるため、原処分を取り消し、処分庁から異議申立人に対し、生計維持・同一証明書の提出を求めるなどして、異議申立人が特定個人Aと生計を同じくしていたか否かを明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきである。</p>
29-29	<p>答申30 (行個) 13</p> <p>「国が本人に対する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく求償権を取得した日等が記載された文書の不開示決定 (存否応答拒否) に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事件の加害者である審査請求人が、同事件の被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給することにより取得する損害賠償請求権に係る情報が記録された審査請求人の保有個人情報の開示を求めたのに対し、本 	<p>3 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について</p> <p>(1) 本件開示請求は、審査請求人以外の特定期人である本件被害者に対して、上記2のとおり、国が犯給法に基づいて給付金を支給することにより取得する損害賠償請求権に係る情報が記載された文書に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報 (本件対象保有個人情報) の開示を求めるものである。</p> <p>(2) 本件対象保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人以外の特定期人である本件被害者に対して、国が犯給法に基づく給付金を支給した事実の有無 (以下「本件存否情報」という。) を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。</p> <p>本件存否情報は、審査請求人以外の特定期の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法14条2号本文前段の不開示情報に該当する。</p> <p>(3) 本件開示請求において、審査請求人は、同人と同人以外の特定期人が、特定事件における加害者と犯罪被害者の関係にあると主張し、また、本件被害者は審査請求人に対して特定事件に係る損害賠償請求訴訟を提起しているとして、本件被害者が特定事件について国から支給される給付金の額を当該損害賠償請求額から控除しな</p>

	<p>件対象保有個人情報の存否を答えることは、被害者に対して国が犯給法に基づく給付金を支給した事実の有無という、法14条2号本文前段の不開示情報に該当し、法令上、加害者が本件存否情報を知ることができる又は知ることが予定されていると解すべき明文の規定は存せず、また、加害者への情報提供等の慣行が存在すると認めるに足りる事情が存するとまではいえない上に、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより保護される審査請求人の財産等の利益が、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないことにより保護される審査請求人以外の特定個人である本件被害者の利益に優越すると認めるに足りる事情が存するともいえないことから、同号ただし書イ及びロに該当するとまではいえないことから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当であるとした例</p>	<p>いことにより、本来請求権が国に移動するはずの給付金の額を本件被害者から二重に請求されるおそれがあると主張している。これらの主張は、本件存否情報が法14条2号ただし書イ又はロに該当するとの趣旨であると解することができる。</p> <p>ア この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、犯給法及び関係法令においては、加害者が行った犯罪行為の犯罪被害者に給付金を支給した事実を当該加害者に対し通知する旨の規定はなく、また、国が加害者に対して当該請求権を行使する以前の時点において、犯罪被害者への給付金の支給について加害者から問い合わせ等があっても、警察庁は回答していない旨の説明があった。</p> <p>イ さらに、本件被害者が、審査請求人の主張するとおり、特定事件に係る損害賠償請求訴訟を審査請求人に対して提起しているとするれば、審査請求人が、当該訴訟手続において、給付金の額を二重に請求されるおそれがある旨を主張し、給付金支給の有無につき確認を求めることが可能であることに照らせば、審査請求人が主張するような損害が実際に発生する可能性は高いとはいえない。</p> <p>ウ 上記ア及びイを踏まえれば、法令上、加害者が本件存否情報を知ることができる又は知ることが予定されていると解すべき明文の規定は存せず、また、加害者への情報提供等の慣行が存在すると認めるに足りる事情が存するとまではいえない。さらに、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより保護される審査請求人の財産等の利益が、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないことにより保護される審査請求人以外の特定個人である本件被害者の利益に優越すると認めるに足りる事情が存するともいえないことから、本件存否情報が法14条2号ただし書イ及びロに該当するとまではいえない。</p> <p>(略)</p> <p>(5) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。</p>
29-30	<p>答申29(行個)207 「警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録された本人に係る保有個人情報の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録されている審査請求人に係る保有個人 	<p>3 本件対象保有個人情報の存否情報について</p> <p>(1) 上記2の諮問庁の説明によれば、本件対象保有個人情報は、本件データに登録された審査請求人を本人とする個人情報であるところ、その存否を答えることは、審査請求人の情報が本件データに登録されているか否かという事実(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることとなり、審査請求人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。</p> <p>(2) 特定の個人が警察の犯罪捜査活動の対象とされているか否かは、警察の犯罪捜査の対象、関心事項等に関する情報であり、これを開示することにより、警察の犯罪捜査活動の対象、関心事項、情報収集活動の実態等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者等におい</p>

	<p>情報の存否を答えることは、審査請求人の情報が顔認証システムデータベースに登録されているか否かという事実が明らかとなること、これを開示することにより、警察の犯罪捜査活動の対象、関心事項、情報収集活動の実態等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者等において、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられるおそれがあることから法14条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当であるとした例</p>	<p>て、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられるおそれがある。このことから、本件存否情報については、これを開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。</p> <p>(3) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法14条5号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。</p>
<p>30-41</p>	<p>答申30（行個）215 「本人の雇止めに関して特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働契約法に係る啓発指導は、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的に対応として実施されるものであり、特定事業場に対して労働契約法に係る啓発指導を行った事実の有無は、必ずしも法令違反の有無を示すものではないとして、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められないとした例 	<p>2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について（略）</p> <p>(2) 以上を踏まえ、検討する。</p> <p>ア 本件対象保有個人情報は、審査請求人の雇止めの件で雇用環境・均等室が特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録に記録された保有個人情報であるところ、その存否を答えることは、雇用環境・均等室が特定事業場に対して労働契約法に係る啓発指導を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。</p> <p>イ そこで、当審査会において、諮問庁から、啓発指導の実施に関して厚生労働省から都道府県労働局に対して発出している通知の提示を受けて確認したところ、労働局等への相談や各種報道等から大量離職に係る情報を把握した場合には、雇止めの有無等の状況等を情報収集し、収集した情報等から、大量整理解雇等が行われているおそれがある場合には、速やかに関係者に対し、パンフレットを活用する等により、労働契約法や裁判例等の情報を提供し、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を行う旨記載されていることが認められ、雇用環境・均等室による啓発指導は、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的に対応として実施されるものであることが認められることから、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではない。</p> <p>ウ 諮問庁は、本件存否情報が公にされた場合には、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなることと説明するが、そもそも、労働契約法に係る紛争は、本来民事的に労使間で解決されるものであり、雇用環境・均等室による啓発指導には</p>

		<p>何ら法的拘束力がない上、上記イのとおり、雇用環境・均等室による啓発指導は、あくまで、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的な対応として実施されるものである。こうしたことを踏まえれば、雇用環境・均等室による啓発指導が行われたという事実のみでは、直ちに、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との関係で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、また、雇用環境・均等室が行う啓発指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。</p> <p>したがって、本件存否情報は、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められず、存否応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて本件対象保有個人情報の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。</p>
1-34	<p>答申1（独個）54 「本人と特定弁護士との間で作成された契約書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の親権者が法定代理人として請求した事件名の保有個人情報の開示請求につき、本件存否情報は本人がセンターを利用したという事実の有無であるところ、法定代理人が当該保有個人情報の開示請求をする場合は、本人と法定代理人との間で利害対立がある場合が想定されることから、当該保有個人情報の存否を答えることは、法14条1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否を妥当とした例 	<p>2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について（略）</p> <p>(3) 以下、検討する。</p> <p>ア 諮問庁によれば、未成年者がセンターを利用する場合は、原則として、法定代理人の同意が必要であるとのことである。そうであれば、法定代理人が法12条2項に基づき、センターと本人との間で作成された契約書等の開示請求をする際は、本人と法定代理人との間で、法定代理人が同意できないような利害対立がある場合が想定されるとする諮問庁の説明は、否定できない。</p> <p>イ そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、本人が法定代理人と対立する利害を主張しようとしている事実が明らかとなり、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は、これを首肯できる。</p> <p>ウ したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、法14条1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は、妥当である。</p>
2-13	<p>答申2（行個）109 「本人の外国人登録原票などの弁護士法に基づく照会に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」</p>	<p>2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について（略）</p> <p>(3) 検討</p> <p>諮問庁は、上記(2)アのとおり説明するが、審査請求人は、意見書1（上記第2の2(2)ア(ケ)）において、弁護士法23条の2に基づく照会を行った可能性があるとして推認する弁護士及びその依頼人について、当該弁護士が他の弁護士を使い照会した可能性</p>

<ul style="list-style-type: none">• 弁護士法23条の2に基づく照会は、所属弁護士会が適当と認めた場合に限り公務所又は公私の団体に行うことができるのであるから、同条に基づく審査請求人の外国人登録原票などの照会の有無のみを明らかにしても、直ちに、特定の弁護士等の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとして、改めて開示決定等をすべきとした例	<p>や、虚偽の民事事件をねつ造して照会した可能性に言及していることから、必ずしも、当該弁護士及び依頼人を具体的に特定していた、あるいは推認に足りる情報を持っていたとまではいえない。</p> <p>以上の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしたとしても、弁護依頼人の特定に至るおそれがあるとまでは認められず、これを覆すに足りる事情も認められないので、本件存否情報は、法14条2号本文に該当しない。</p> <p>次に、諮問庁による上記(2)イの説明について検討するに、そもそも、弁護士法23条の2に基づく照会は、弁護士が受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、当該申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができることとされていることを踏まえれば、同条に基づく審査請求人の外国人登録原票などの照会の有無のみを明らかにしても、直ちに、特定の弁護士の事件の受任状況等が明らかになるわけではないのであるから、上記(2)イ掲記の事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>したがって、本件存否情報は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当するとは認められず、存否応答拒否をした原処分は妥当ではないので、改めて本件対象保有個人情報の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。</p>
--	---